

令和8年2月25日

## 各務原市補正予算書及び予算説明書

議第 8号	令和7年度各務原市一般会計補正予算（第12号）	2頁
議第 9号	令和7年度各務原市水道事業会計補正予算（第5号）	33頁
議第10号	令和7年度各務原市下水道事業会計補正予算（第3号）	38頁

議第8号

令和7年度各務原市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度各務原市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,527,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,207,887千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 市税		22,790,880	868,000	23,658,880
	1 市民税	9,758,089	658,000	10,416,089
	2 固定資産税	10,229,425	127,000	10,356,425
	3 軽自動車税	412,113	44,000	456,113
	4 市たばこ税	730,000	28,000	758,000
	7 都市計画税	1,660,253	11,000	1,671,253
10 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金		400,000	24,643	424,643
	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	400,000	24,643	424,643
11 地方特例交付金		180,000	10,853	190,853
	1 地方特例交付金	150,000	10,853	160,853
12 地方交付税		4,200,000	984,903	5,184,903
	1 地方交付税	4,200,000	984,903	5,184,903
16 国庫支出金		13,842,796	257,198	14,099,994
	1 国庫負担金	8,493,040	150,000	8,643,040
	2 国庫補助金	5,239,976	107,198	5,347,174
17 県支出金		4,796,605	76,181	4,872,786
	1 県負担金	3,194,982	75,181	3,270,163
	2 県補助金	1,206,483	1,000	1,207,483
18 財産収入		149,266	6,920	156,186

一般会計

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 財産売却収入	5,000	6,920	11,920
19 寄附金		501,000	9,391	510,391
	1 寄附金	501,000	9,391	510,391
21 繰越金		2,115,179	1,509,551	3,624,730
	1 繰越金	2,115,179	1,509,551	3,624,730
22 諸収入		2,451,936	△ 212,777	2,239,159
	6 雑入	2,166,562	△ 212,777	1,953,785
23 市債		6,865,900	△ 7,300	6,858,600
	1 市債	6,865,900	△ 7,300	6,858,600
歳 入 合 計		66,680,324	3,527,563	70,207,887

一般会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		357,109	0	357,109
	1 議会費	357,109	0	357,109
2 総務費		7,287,101	△ 337,915	6,949,186
	1 総務管理費	5,782,805	△ 342,612	5,440,193
	3 戸籍住民基本台帳費	398,967	4,697	403,664
3 民生費		20,978,699	301,700	21,280,399
	1 社会福祉費	7,431,577	301,700	7,733,277
	2 高齢福祉費	739,140	0	739,140
	3 児童福祉費	11,002,936	0	11,002,936
	4 生活保護費	1,756,319	0	1,756,319
4 衛生費		6,113,782	0	6,113,782
	1 保健衛生費	1,584,262	0	1,584,262
	2 環境費	4,529,520	0	4,529,520
5 労働費		82,038	698	82,736
	1 労働諸費	82,038	698	82,736
6 農林水産業費		481,747	5,000	486,747
	3 農地費	253,096	5,000	258,096
7 商工費		1,879,760	1,251	1,881,011
	1 商工費	1,879,760	1,251	1,881,011
8 土木費		4,851,723	239,996	5,091,719
	1 土木管理費	309,870	0	309,870
	2 道路橋梁費	1,870,470	187,664	2,058,134

一般会計

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	3 河川費	98,598	0	98,598
	4 都市計画費	2,328,458	52,332	2,380,790
9 消防費		2,153,509	0	2,153,509
	1 消防費	2,153,509	0	2,153,509
10 教育費		11,150,767	22,621	11,173,388
	2 小学校費	1,953,087	0	1,953,087
	4 特殊学校費	216,873	0	216,873
	6 社会教育費	1,259,200	0	1,259,200
	7 保健体育費	3,682,439	22,621	3,705,060
13 諸支出金		7,114,564	3,294,212	10,408,776
	2 繰出金	7,010,386	△ 236,488	6,773,898
	3 基金費	104,178	3,530,700	3,634,878
歳 出 合 計		66,680,324	3,527,563	70,207,887

一般会計

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
②総務費	1総務管理費	総合窓口システム更新事業 (運用経費分)	7,370
②総務費	3戸籍住民 基本台帳費	戸籍の附票への旧氏等記載 法制化対応事業	4,697
⑤労働費	1労働諸費	高校生・大学生向け市内 企業見学バスツアー事業	698
⑥農林水産業 費	3農地費	農業用排水路改良事業	28,694
⑦商工費	1商工費	各務原ものづくり見学事業	526
⑦商工費	1商工費	中小企業GX推進事業	6,795
⑦商工費	1商工費	空の日イベント事業	725
⑧土木費	2道路橋梁費	道路維持補修事業	18,035
⑧土木費	2道路橋梁費	市道蘇北396号線道路改良事業	23,070
⑧土木費	2道路橋梁費	市道各412号線ほか1道路改良事業	65,406
⑧土木費	2道路橋梁費	市道川1号線道路改良事業	70,680
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶴984号線ほか1道路改良事業	17,080
⑧土木費	2道路橋梁費	市道各1号線道路改良事業	13,601
⑧土木費	2道路橋梁費	市道那616号線交差点改良事業	8,615

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑧土木費	2道路橋梁費	那加岩地町周辺生活道路整備事業	11,318
⑧土木費	2道路橋梁費	市道各317号線道路改良事業	58,280
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶴1113号線道路改良事業	20,528
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶴941号線道路改良事業	55,052
⑧土木費	2道路橋梁費	橋梁維持改良事業	24,493
⑧土木費	4都市計画費	都市計画区域区分等変更事業	5,094
⑧土木費	4都市計画費	土地区画整理支援事業	9,460
⑧土木費	4都市計画費	日野岩地大野線整備事業	141,215
⑧土木費	4都市計画費	地区計画道路整備事業	99,210
⑩教育費	7保健体育費	新総合体育館総合運動 防災公園造成事業	22,621

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新総合体育館総合運動 防災公園造成事業	令和7年度から 令和8年度まで	59,353	令和7年度から 令和8年度まで	36,732

第4表 地方債補正

(追加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
戸籍住民基本台帳 情報基盤整備事業	千円 25,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内  ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	公的資金につ いては、その融資 条件により、銀行 その他の場合に は借入先と協定 し、その条件に従 うものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は低利に借り換 えすることができる。
高 齢 福 祉 情 報 基 盤 整 備 事 業	6,100			
図 書 館 整 備 事 業	2,700			

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等情報 基盤整備事業	千円 4,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以内  〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後は、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 37,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以内  〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後は、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
し尿処理施設 整備事業	9,500				15,200			
農業基盤 整備事業	16,400				21,400			
道路橋梁 工事	878,100				984,700			
排水路 改良事業	29,500				30,300			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設 整備事業	千円 1,113,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以内  〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後は、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 1,123,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以内  〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後は、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
文化会館 事業	8,800				10,300			
学校給食 センター 施設整備事業	29,000				75,500			
総合体育館等 施設整備事業	44,100				55,400			

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
一般会計 出 資 債 (水道事業)	千円  261,500	普通貸借  又は 証券発行	年5.0%  以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 案件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	-	-	-	-	令和7年度は起 債対象事業を 実施しないこ とになったため

議第9号

令和7年度各務原市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度各務原市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）                      （補正予定量）                      （計）

（4）主要な建設改良事業

改良事業費                      1,634,815 千円                      △523,160 千円                      1,111,655 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 971,029 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,558 千円、過年度分損益勘定留保資金 783,253 千円及び当年度分損益勘定留保資金 114,218 千円で補てんするものとする。）

（科 目）                      （既決予定額）                      （補正予定額）                      （計）

収                                      入

第3款 資本的収入                      781,398 千円                      △523,000 千円                      258,398 千円

第1項 負担金                      519,898 千円                      △261,500 千円                      258,398 千円

第2項 企業債                      261,500 千円                      △261,500 千円                      0 千円

支                                      出

第4款 資本的支出                      1,752,587 千円                      △523,160 千円                      1,229,427 千円

第1項 建設改良費                      1,647,370 千円                      △523,160 千円                      1,124,210 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条の表水質改善処理施設整備事業の項限度額の欄中「1,195,040 千円」を「955,603 千円」に改める。

（企業債の廃止）

第5条 予算第6条を次のように改める。

第6条 削除

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第10号

令和7年度各務原市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度各務原市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度各務原市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第11款 下水道事業収益	3,087,380 千円	25,012 千円	3,112,392 千円
第2項 営業外収益	1,306,258 千円	25,012 千円	1,331,270 千円
支 出			
第21款 下水道事業費用	3,131,971 千円	25,012 千円	3,156,983 千円
第1項 営業費用	2,778,304 千円	25,012 千円	2,803,316 千円

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司